

## 吹田貨物ターミナル駅地元説明会の要旨

日 時：平成 25 年 1 月 29 日 19 時～21 時 20 分

場 所：吹田市メイシアター

参加人員：72 名

説明者：JR 貨物関西支社 萩原副支社長、柳経営企画室長

オブザーバー：運輸機構西日本支社、吹田市

### 1. これまでの説明会での意見、要望に対する回答

No.1

主な質疑事項	質疑に対する見解
苦情を含めこれからも意見を聞いてもらう窓口を設けてください。	今後のご意見ご要望等は、関西支社総務部 06-6376-6103 にてお伺いいたします。夜間等の緊急連絡は、吹田貨物ターミナル駅 06-6382-3667 にてお伺いいたします。
ターミナル調整会議のメンバー、内容について教えてください。	調整会議については、平成 18 年 2 月の覚書の定めに基づき開催して参ります。メンバー構成は、吹田市 2 名、摂津市 2 名、JR 貨物 2 名、オブザーバーとして大阪府、運輸機構が出席いたします。必要により各 2 名以内の地元代表者に出席して頂きます。内容は、貨物取扱量の実績報告等をはじめ具体的課題の調整等を行うことを目的としています。開業後 3 ヶ月以内に組織を設置し、取り組みます。
貨物関連自動車のピーク時間帯はいつですか。	1 日のピーク交通量は、現在の梅田駅の実績調査では 15 時台の約 160 台（内コンテナ車約 100 台）となっています。
専用道路の 21 時から翌 6 時までの間の交通量はどの程度ですか。	21 時から翌 6 時までの総交通量は、現在の梅田駅の実績調査では約 120 台（内コンテナ車約 40 台）となっています。
貨物列車が遅れたとき深夜の対応になるのではないのでしょうか。	深夜帯に列車が遅れて到着した場合コンテナの積み取り卸は行います。深夜帯は工場等の営業も殆どないため、限られたものになると考えます。
トラック 1 日 1000 台とは、1000 台が入って 1000 台が出ることでですか。	貨物関連自動車の通行台数 1000 台は、出入り合わせた延べ台数が 1000 台以内の意味です。
開業後の貨物専用道路の排ガス、騒音、振動のデータの観測、開示について教えてください。	貨物駅開業後、供用後の事後監視を 1 年間実施します。結果は行政に報告し情報の公開を行います。（機構）

主な質疑事項	質疑に対する見解
貨物専用道路の出入り口のガードマン配置は、6時から21時の間としていますが、24時間配置を要望します。1ヶ月間でも配置を希望します。	ガードマンにつきましては、地元説明会の中で1ヶ月間でも24時間配置とすることができないかとの強い要請を受けており、今回地元のご心配に配慮し1ヶ月間、21時から翌6時までの間の確認を行うために監視員としてガードマンを配置させていただきます。なお、1カ月の監視終了後は、実態を確認し判断させていただきます。
ガードマン配置を試験的に24時間配置としてはどうですか。	
説明会での質問事項を文書で残してください。	本日の説明会終了後に、全体の御質問に対する主な回答の要旨を作成して吹田市に提出いたします。

## 2. 質疑

主な質疑事項	質疑に対する見解
専用道路の営業が続く限り十三高槻線の大気観測は半永久的にやるということ、住民が確認できる場所に数値が出るということですか。	今のところ期限を設定していないのでそういうこととなります。確認できる場所に常時数値を表示します。(吹田市)
排ガス・騒音・振動だけで地盤沈下という項目はないのですか。加えることを求めます。	ご意見お聞き致しました。内部にも伝えます。(吹田市)
調整会議の住民代表2名以内となっているのは、どういうメンバーですか。	調整会議の設置の主目的は事業者間、行政間の調整のためでしたが、住民さんの声も聞く必要がある場面では会議にきていただくという趣旨でした。今後の住民さんの参加のあり方については1回目の議題としまして調整していきたいと考えています。(吹田市)
覚書の「必要に応じて」とはどういう意味ですか。	
1回目の調整会議が開かれるときは、市報に載る等連絡はあるのですか。	原則的には事業者間、行政間の話になりますので住民の皆様にも市報に載せる等の予定はありませんが、なんらかの方法はとるべきと考えています。(吹田市)
1回目の調整会議で住民参加のあり方を判断するから、もし1回目の調整会議で住民の参加を遠慮してもらおうかという判断が出たら住民参加の道はなしですか。	どういう地域の方でどれだけ参加していただくか、2名でいいのかという事も含めて1回目の課題とさせていただき、2回目に住民さんの参加がないということは絶対ないと考えております。(吹田市)

主な質疑事項	質疑に対する見解
調整会議を1ヶ月以内に開いて、今後ガードマンどうするか判断は住民参加も含めてやるべきではないですか。	調整会議で1ヶ月間の内容を検証するというのではなくトラブルがあった、なかった等の報告は日々させます。1ヶ月間では足りないのではというのはまず行政で判断します。調整会議はできるだけ早く設置するよう求めてまいります。(吹田市)
専用道路の車の事故が起きた場合どういう対処をしますか。途中で出入りができず、片側1車線で車が立ち往生した場合、どのような対応をするのですか。	貨物駅全体含めて様々な場合の消防警察病院その他の緊急連絡先を設けていて、専用道路の位置、現地の説明、連絡先などの体制構築も行っています。非常時の出入り口もあり、そのことも連絡しています。場所や事象によって対応が異なりますが速やかな対応をとっていきたいと考えております。
吹田市は事業者に対して開業時点で最新排出ガス規制に適合した低公害車を使用させるということを守らせるということですがこれに違反した業者が出た場合には具体的なペナルティーというものはお考えですか。	<p>JR貨物は大口の運送事業者に対して低公害車等の使用を運送事業者間で締結する契約書で担保し、ペナルティーはこの契約に違反した際にJR貨物から運送業者に対して違反車両の一定期間の構内への出入りをさせないという考えです。(吹田市)</p> <p>基本的に環境影響評価の中で基準をクリアしている上で更なる対策としてトラック事業者の方に環境負荷低減の観点から積極的に最新型、低郊外型への切り替えを要請するかたちで努力していますが、すべてが最新型とならない面もあり、それに対するペナルティーというものは考えていません。但し相当古いタイプの車が入るようなことはありません。事業者とも定期的に打ち合わせもありますので、引き続き努力、要請は行っていきますのでご理解をお願いします。</p>
開業後の貨物専用道路の環境対策についてですが、排ガス、粉塵、騒音振動、全ての常時開示を市の環境対策室をお願いします。	事後監視で1年間貨物専用道路からの影響を事業者が測定をして市に報告をしてそれを情報公開するというシステムになっています。(吹田市)

主な質疑事項	質疑に対する見解
<p>市内 4 箇所を測定してきたとのことですが、どこでしょうか。これからもその場所で測定を続けますか。今までのデータはどこに保管されていますか、公開していただけますか。</p>	<p>北は北消防署、南は江坂のほうの「垂水局」、もう少し東の「川園局」、この 3 箇所が一般的な環境基準に適しているかどうか測ります。簡易裁判所前、十三高槻線と内環状線の交差するところに「自排局」があり自動車の排ガスを測定します。データは毎年環境白書で数値とグラフで表しております。白書は各図書館や環境部、情報公開室、環境保全課にあります。(吹田市)</p>
<p>新大吹橋の袂に信号がつく予定はありますか。</p>	<p>今回の開業に伴って信号がつくということはないですが、信号の設置の要望は受けておりますので現在府警本部に強く要望しています。(吹田市)</p>
<p>専用道路の出入口から新大吹橋への道路にトラックが駐停車等すると排ガスがすごいことになると思うのです。</p>	<p>そのようなことがないように指導等図っていきませんが何かございましたら、然るべく対応すべく動きたいと思っております。</p>
<p>風の吹き方とかいろいろなことでデータが変わっていくと思うので、道路に点々とたくさん測定点を設けてほしいです。</p>	<p>環境影響評価の制度で事業者にどんなクルマが何台走って風向きがどうで最も濃度が高くなる時期時点はどこだということを綿密に計算をさせ、それを環境影響評価審査会で本当にそうであるか検証してきました。その結果決まったのが測定点で、20 以上の箇所を音の測定や大気の測定を続けています。(吹田市)</p>
<p>専用道路から一般道へ降りてから先、新大吹橋への間の環境対策については市役所としてどのように考えているのですか。</p>	<p>十三高槻線について少しでも緑を増やすということで事業者の鉄道運輸機構に木を植えるような作業をさせました。それから振動対策として 1m 弱のところまで地盤を改良させて土を全部入れ替えまして舗装をやり直させるようなことをさせてきました。(吹田市)</p>
<p>南吹田はこれからもっと交通の量も増えてくると思います、今からでもそういうことを踏まえて対策を立てて欲しいです。</p>	<p>専用道路出入口付近の十三高槻線沿いに大気等を測る観測装置を今設置をしているところです。これはトラックの通行ということだけでなくこれから変わりゆく南吹田地域の環境の変化も考慮しています。またまちづくり協議会で今後の街の変貌に合わせてどのようなことができるのか申し伝えていきます。(吹田市)</p>

主な質疑事項	質疑に対する見解
<p>ガードマンが一人に対応ができますか。21 時までのガードマンでは対応できないと思います。ガードマンがいなくてもセンサーが付くと言いましたがそのセンサーで人を感知した場合に一体どのように対応するのですか。</p>	<p>ガードマンの目的は専用道への誤進入それに伴うトラブル障害の防止です。誤進入があった場合は、人感センサーが作動し駅に通報され10分以内程度で対応ができると考えています。また専用道路を通行する自動車に誤進入があることを知らせる警報表示装置を設置して、運転手への注意の周知徹底を図ります。</p>
<p>調整会議で実際市民の意見がどのように反映されていくのか、大きな疑問です。文書に残して市民が確認できるようにしてください。</p>	<p>調整会議の住民さんの参加の仕方等々は1回目の議題にします。また稼働し始めてからのご不満ご苦情等は貨物や機構・市が即対応すべきことで、ターミナル調整会議ではありません。議事録は貨物に作成させます。市に来ていただければお渡しします。その他ホームページなどでの公開も検討したいと考えています。(吹田市)</p>
<p>議事録はいつまでにできるのか。</p>	<p>早急に対応します。</p>